小規模多機能型居宅介護事業所　萩の里　　令和5年6月1日現在

料　金　表

● 【サービス利用料金（目安）】
＊ご契約者の状況により異なります。また、小数点以下の処理等により多少の誤差が発生します。

介護サービス費（1月につき）

要介護度	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額（1割）	3,627　円	7,331　円	10,997　円	16,161　円	23,509　円	25,946　円	28,609　円
自己負担額（2割）	7,254　円	14,661　円	21,993　円	32,321　円	47,017　円	51,892　円	57,217　円
自己負担額（3割）	10,881　円	21,991　円	32,989　円	48,482　円	70,526　円	77,837　円	85,826　円

● 加算について（該当する場合）

加算項目		金額（1割の場合）	加算要件
①	初期加算	32円 /日	利用開始日から30日間 30日を越える入院後に再び利用を開始した場合も同様
②	認知症加算Ⅰ	844円 /月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の場合
③	認知症加算Ⅱ	528円 /月	要介護2であって、認知症日常生活自立度Ⅱの場合
④	認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円 /日	医師により認知症の行動・心理症状があり、緊急的な宿泊が必要であると判断され、対応した場合
⑤	看護職員配置加算Ⅰ	950円 /月	専従の看護師を1名以上配置
⑥	看取り連携体制加算	68円 /日	看取り期におけるサービス提供を行った場合
⑦	訪問体制強化加算	1,055円 /月	訪問を担当する常勤職員を2名以上配置し、1ヶ月あたり延べ訪問回数が200回以上の場合
⑧	総合ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ体制強化加算	1,055円 /月	利用者の状態に応じ、随時、計画を見直し、日常的に地域住民等との交流を図っている場合
⑨	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	106円 /月	外部のリハビリテーション専門職から定期的に助言を受け、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合
⑩	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	211円 /月	外部のリハビリテーション専門職が利用者宅を訪問し、身体状況等の評価を行い、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合
⑪	若年性認知症利用者受入加算	844円 /月	65歳未満の認知症の方にその方の特性やニーズに応じたサービスが提供されるように、個別の担当者を定めている場合
⑫	口腔・栄養スクリーニング加算	22円 /回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態及び口腔の健康状態について確認を行い、介護支援専門員に情報を文書で共有した場合
⑬	科学的介護推進体制加算	43円 /月	利用者の心身の状況等をデータ化し、そのデータに基づき計画を策定、実施した場合
⑭	サービス提供体制強化加算Ⅰ	792円 /月	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上

● 介護職員処遇改善費として、介護サービス費の10.2%が上記に加算されます。
● 介護職員等特定処遇改善費として、介護サービス費の1.5%が上記に加算されます。
● 介護職員等ベースアップ等支援費として、介護サービス費の1.7%が上記に加算されます。

● その他の料金

・食費※	朝食	420	円／日
	昼食	718	円／日
	夕食	610	円／日
・宿泊費		2,500	円／日
・おやつ代		132	円／日（税込）
・おむつ代		実費	
・その他、日常生活に必要なもの等は実費のご負担となります。			